

第5次募集 [新潟県なりわい再建支援補助金]

令和6年能登半島地震により被害を受けた中小企業等を対象に、被災した施設・設備の復旧に要する費用を補助します。

【制度概要】 第4次募集と制度内容は同じ

補助対象者	<p>令和6年能登半島地震の被害を受けた、新潟県内に事業所を有する 中小企業・小規模事業者 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者）</p> <p>※市町村が発行する被災証明・罹災証明等が必要 ※個人事業主の方も対象</p>
補助対象経費	<p>資産計上されている施設・設備の復旧に要する経費</p> <p>※施設の建替えは、原則、全壊又は大規模半壊判定が必要 ※ただし、修繕費用よりも建替費用が安価な場合は建替が可能 ※災害発生以降、公募開始前までに着手した経費も補助の対象（特例措置）</p>
補助率	<p>中小企業・小規模事業者 3 / 4 中堅企業（資本金又は出資金が10億円未満の事業者） 1 / 2</p>
補助上限額	<p>3億円 ※過去数年以内の被災かつ復興途上である等の要件を満たす場合、 1億円まで定額補助</p>
申請受付期間	<p>第5次募集 令和7年3月3日（月）～令和7年3月28日（金）必着</p> <p>※既に復旧工事に着手されている方は、早めの申請をお願いします。 ※先着順で採択されるものではありません。 ※今後も募集は継続して行います。</p>
提出方法	<p>郵送にてご提出ください。</p> <p>※補助事業の詳細について、<u>県ホームページの「4. 交付要綱等」に掲載</u> <u>していますので、事前にご確認のうえ、申請をお願いします。</u></p> <p>【提出先】 〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F 「新潟県なりわい再建支援補助金事務局」宛て ※ご質問等は、下記お問い合わせ先へご連絡ください。</p>
申請書類の 入手方法	<p>新潟県ホームページの「5. 申請様式」からダウンロード https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nariwai.html</p>



新潟県ホームページ

お問い合わせ先

新潟県なりわい再建支援補助金事務局

TEL : 025-288-6035

【受付時間】9:00～17:00（土日祝日を除く）

〒950-0134 新潟市江南区曙町3-2-20 第一曙ビル2F